岡田　迪夫　北野　勇一　菅原憲三郎

正七位に叙する（各通）
田中久米之助　二森　孝　村田三七十

従七位に叙する（各通）（以上五月七日）
（弘前大学名誉教授）従七位　秋月　觀暎
（愛知教育大学名誉教授）　前田　敏雄

正四位に叙する（各通）
豊田　太耕　松戸　紘則

従五位に叙する（各通）
安東　正人　石田　滋　内海　八郎
内藤　進　中村　憲治　山本　英作
山本　善吉　吉田喜代治

正六位に叙する（各通）
赤塚　三洋　川口　洸　杉川　敏幸
（宮城県警部）　鈴木　実
竹内　茂男　谷崎　誠三　冨田　節郎
富田　良成　長田　忠弘　成田　俊
村越　英夫　湯沢幸次郎

従六位に叙する（各通）
荒井　渡　石川　辰次　朽方　憲司
黒田　敏昭　長井　操　二橋　静夫
橋本　武明　藤田喜代志　横江　健七
吉澤由之榮

正七位に叙する（各通）
田中　伸一　中居　助治　成田　義春

従七位に叙する（各通）（以上五月八日）
従七位　飛鳥田三雄

従五位に叙する
高橋　明　高橋　務

正六位に叙する（各通）
岡村　晶夫　川口　薫　坂本　利夫
玉田　竹男　中谷　健一

従六位に叙する（各通）
東　清一郎　池澤　輝　藤田　榮

正七位に叙する（各通）
鈴木千代光

従七位に叙する（各通）（以上五月九日）
伊藤　富夫　浦　正喜　三澤　由之

従五位に叙する（各通）
加藤　正

正六位に叙する
赤地　強士　太田　忠
藤枝　正　室田　義雄　藤井　幹彦
山口　孝弘

従六位に叙する（各通）
小貫　豊　外崎　清春
西原　定慶　和住　定

従七位に叙する（以上五月十日）
山口　光一

従六位に叙する（五月十一日）
鈴木　孝光

従六位に叙する（五月十二日）
平岡　勝人

従六位に叙する（五月十八日）

○叙勲

相馬　好一　中塚　利秋
旭日双光章を授ける（各通）（五月五日）
照屋　宏　沼田　倉夫
石田　義文
橋本　新平　溝江　吉仁
旭日単光章を授ける（各通）（五月六日）
三和　芳次
旭日単光章を授ける（五月七日）
佐々木金三
旭日双光章を授ける
工藤　治男　寺本　惠一
出口　敬治　三宅　正一
旭日単光章を授ける（各通）（以上五月八日）
（筑波大学名誉教授）　新井　敏弘
瑞宝中綬章を授ける
黒澤　正敏
瑞宝小綬章を授ける
池田　良一　石松　巖
松村　睦朗　三宅　禮徳
山口　敬治　渡部　盛幹
瑞宝双光章を授ける（各通）
橋本　容一
村田　嘉市
瑞宝単光章を授ける（以上五月五日）
林　捷美
瑞宝小綬章を授ける
伏木　宏和
岩崎　進　大草　武
暮林　照夫　河野　廣延　河合　好春
手塚　義男　吉田　一郎　佐久間徳善
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上五月六日）
石川　和美　大串　盛光　木本　邦男
草間　利秋　武部　龍助　中山　邦義
西浦　靖直
瑞宝双光章を授ける（各通）
江川　弘　田中久米之助　二森　孝
（大阪府警部補）　乃一　淳
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月七日）
村田三七十

上堂薗　悟　前田　敏雄

瑞宝中綬章を授ける
赤塚　三洋　安東　正人　内海　八郎
朽方　憲司　杉川　敏幸　谷崎　誠三
富田　良成　豊田　太耕　内藤　進
中村　憲治　成田　俊　藤田喜代志
松下　稔　村越　英夫　山本　善吉
湯沢幸次郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
菅野　健吾　小泉　晃淳　佐藤　英之
（宮城県警部）　鈴木　実　千葉　厚
田中　伸一　中居　助治　堀田　義明
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月八日）
高橋　明　中谷　健一
瑞宝双光章を授ける（各通）
赤平　道孝　川口　薫　鈴木千代光
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月九日）
浦　正喜
瑞宝小綬章を授ける
川西　文夫　外崎　清春
瑞宝双光章を授ける（各通）
太田　忠
瑞宝単光章を授ける（以上五月十日）
原島　徳一　山口　光一
瑞宝双光章を授ける（各通）（五月十一日）
鈴木　孝光
瑞宝双光章を授ける（五月十二日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、六月十日ポルトガル国の国祭日につき、同月九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から五月二十七日アゼルバイジャン国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、六月二日御答信があった。

天皇陛下から三月二十五日バングラデシュ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、六月三日御答信があった。

御答電

天皇陛下から四月十八日ローマ法王台下へ発せられた御祝電に対し、五月二十五日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十三年六月十三日

外務大臣　松本　剛明

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十三年七月十九日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏　名　松行　良信
　生年月日　昭和四十六年三月六日
　旅券申請上　東京都新宿区
　の住所
二、返納すべき旅券
　旅券番号　ＭＳ三二〇九二三三
　発行年月日　二〇〇八年三月四日
　旅券名義人　松行　良信
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成二十三年五月十六日名古屋簡易裁判所から、詐欺、窃盗及び電子計算機使用詐欺事件の被疑者として逮捕状が発せられている旨が警察庁から外務大臣に通報されていることから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。
　よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。